

平和の森公園多目的運動広場の暫定利用ルールについて

平和の森公園再整備は、体育館も含めて平成31年度に竣工し、平成32年度からの全面開園を予定している。第一期整備工事の完了に伴い、多目的運動広場は平成30年10月より供用を開始する。全面開園までの当面の間、以下のとおり暫定利用ルールを定めたので報告する。

1 多目的運動広場の概要

(1) 規模

約6,900㎡、マウンド及びベース周り以外は全面人工芝

(2) 利用可能種目

野球(大人も含む)、少年サッカー、フットサル、グラウンドゴルフ等

(3) 設備

閉鎖型施設、ナイター設備(体育館竣工後に稼働予定)

2 暫定利用ルールについて

(1) 暫定期間

平成30年10月から全面開園までの当面の間

(2) 利用種目

少年野球、少年サッカー、フットサル、グラウンドゴルフ等

その他、スポーツ以外に防災訓練などの利用

(3) 利用時間帯枠数

9時から17時(2時間を1枠とし、1日4枠)

6月から8月は、17時から19時までの枠を追加

(4) 自由利用時間帯

毎週水曜日及び土曜日の午後(13時から17時)

予約がない時間帯は自由利用時間とする。

(5) 予約方法

区民団体(区内に在学、在勤、在住している者のみで構成された団体)は、利用希望月の前々月の10日から19日までに施設予約システムにより予約を行い、20日に抽選を行う。

一般団体(区民団体以外の団体)は、利用希望月の前月の1日より予約を開始する。

(工事区分図)

